

## 乗合タクシーの利用促進策に対する意見への回答

産業建設部産業振興課

該当ページ	項目	意見	回答
	全体	イベントの時に会場へ行く時は利用し、帰りも予約していたが、イベントの終了時間が延長したため、最後の抽選会に参加できず、残念がられる人があった。	乗合タクシーの予約について、これまでは前日までに予約が必要でしたが、令和2年7月から乗車希望時間の1時間前まで予約が可能となりました。3. 利用促進（案）の2項目にもあるように、より利用しやすくなったことも含めて、継続的な周知を図っていきます。
3	3. 利用促進（案）	乗合タクシーは無理に乗ってもらう必要はない。知ってもらうことが重要であるので、ご提案の周知活動に加え、子供世代に対するSNSを利用した情報発信も望まれる。（子供から親に伝わることを期待）	乗合タクシー制度の継続的周知の取組の「市広報や行政情報番組等により広く周知する」に「SNS」を追加します。

## 乗合タクシーの利用促進策について

### 1. 利用状況

乗合タクシーについては、これまで利用ニーズに応じた制度の見直しを行い、利便性を高めてきました。また、令和3年度当初は新型コロナワクチンの接種を目的に利用する人が多く、6月には過去最多の515人の利用者数となりました。コロナ禍でほとんどの公共交通の利用が低迷しているなか、乗合タクシーの今年度の利用者数は、12月末現在で延べ利用者数3,596人とすでに令和2年度年間実績3,741人に近い数字となっています。コロナ禍で人との接触を避ける傾向にあり、現在知り合い以外の乗合を制限したことも増加した要因の一つだと考えられます。

一方で、制度の定着と利用促進を図るため、各地域で出前講座を開催するとともに、令和元年度から令和3年度までの3年間に登録者全員に無料体験乗車券を配布しました。なお、令和3年12月末現在で、無料体験乗車券を使い切った登録者は127人おり、その内107人が現金のみでも利用を続けています。

利用状況（R3.12末現在）

登録者数	2,871人
延べ利用者数	3,596人
平均利用者数	16.0人/日（運行日数225日）
運行回数	3,372便（15.0便/日）
乗合率	1.1人/便

R3年度月別利用状況 単位：人

事業者	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	計	平均
亀山交通	377	288	382	313	294	264	289	291	312	2,810	312.2
関タクシー	86	66	133	111	73	79	83	81	74	786	87.3
計	463	354	515	424	367	343	372	372	386	3,596	399.6

R2年度		R1年度		H30年度	
計	平均	計	平均	計	平均
3,006	250.5	1,818	151.5	314	52.3
735	61.3	302	25.2	38	6.3
3,741	311.8	2,120	176.7	352	58.6

実利用者 無料体験乗車券利用回数

(R3.4.1～R3.12.31)

利用回数	R3年度	比率	R2年度	比率	R1年度	比率
未利用	22	5.2	22	5.6	3	1.0
1～4回	254	60.0	196	50.0	176	56.6
5回以上	147	34.8	174	44.4	132	42.4
合計	423	100.0	392	100.0	311	100.0

実利用者 無料体験乗車券利用状況

(R3.4.1～R3.12.31)

利用金額	R3年度	比率	R2年度	比率	R1年度	比率
未利用	22	5.2	22	5.6	3	1.0
400円	15	3.5	13	3.3	15	4.8
500円以上1000円未満	60	14.2	44	11.2	56	18.0
1,000円以上1,500円未満	63	14.9	45	11.5	38	12.2
1,500円以上2,000円未満	40	9.5	38	9.7	22	7.1
2,000円以上2,500円未満	52	12.3	32	8.2	32	10.3
2,500円以上3,000円未満	44	10.4	47	12.0	41	13.2
3,000円	127	30.0	151	38.5	104	33.4
合計	423	100.0	392	100.0	311	100.0

利用率	94.8%	94.4%	99.0%
使い切り率	30.0%	38.5%	33.4%

※無料体験乗車券を使い切った 127 人のうち 107 人が現金のみでも利用

## 2. 方針

市内のタクシー事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けていますが、タクシー車両の消毒など適切な対策を講じながら、乗合タクシーの運行を継続しています。

また、自立した移動手段を持たない市民の移動需要に効率よく対応して外出を促進させるため、制度の定着と利用促進を図ることを継続する必要があります。

これまで利用促進策として、令和元年度から令和3年度までの3年間に登録者全員に無料体験乗車券を配布したことで、実利用者及び延べ利用者ともに着実に増加しており、現登録者にとっては制度が定着しつつあると考えられます。

今後において、利用者数を増やすには、制度の継続的な周知とともに、更に新規登録者を増やし、利用（体験）していただくことが重要であると考えことから、令和4年度においても新規登録者に限り、無料体験乗車券を配布することとします。

### 3. 利用促進（案）

利用促進等	内容	備考
1.無料体験乗車券の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和4年度からは、新規登録者のみに、無料体験乗車券4枚（2往復分）を配布（郵送）する。</li> <li>※ゾーンに関係なく1乗車無料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既登録者には、3月末に送付予定のガイドブック（R4改訂版）にて周知する。</li> </ul>
2.乗合タクシー制度の継続的周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出前講座の開催をする。</li> <li>■地域ボランティアによる乗合タクシーの乗車支援を行う。</li> <li>■積極的に地域に出向き、登録説明会の開催や利用状況を報告する。</li> <li>■登録時に具体的な利用方法や予約方法等を説明する。</li> <li>■見やすいガイドブックを作成し配布する。</li> <li>■市広報や行政情報番組、SNS等により広く周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の方と連携し、乗合タクシー制度の周知を図る。</li> <li>■各地域に、乗合タクシーの登録者数や利用者数の情報提供を積極的に行う。</li> </ul>

SNSを追記しました。